

兵庫県公報

平成18年9月1日 金曜日 第1804号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日の休日は翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

	ページ
○救急病院の認定（医務課）	1
○平成18年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	2
○平成18年度後期技能検定の実施（能力開発課）	3
○農地保有合理化事業規程の変更承認（農業経営課）	6
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	7
○市営土地改良事業の計画変更同意（同）	8
○平成18年度第3・四半期における保安林の皆伐限度面積（森林保全室）	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	11
○東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	11
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（土地対策室）	12
○景観形成地区の指定及び関係書類の縦覧（景観形成室）	12
○景観形成基準の決定及び関係書類の縦覧（同）	12
○平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が 指定する区域等）の一部改正（同）	16
○道路の位置指定（建築指導課）	17

公 告

○洲本市新都心地区整備計画変更案の縦覧公告（淡路県民局）	18
------------------------------	----

告 示

兵庫県告示第930号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

1	名 称	医療法人誠仁会 大久保病院
	所 在 地	明石市大久保町大窪2095番地の1
	認 定 年 月 日	平成18年5月20日
	認定の有効期限	平成21年5月19日
2	名 称	医療法人社団綱島会 厚生病院
	所 在 地	姫路市御立西4丁目1番25号
	認 定 年 月 日	平成18年7月1日
	認定の有効期限	平成21年6月30日
3	名 称	医療法人社団一葉会 佐用共立病院
	所 在 地	佐用郡佐用町佐用1111番地
	認 定 年 月 日	平成18年7月25日
	認定の有効期限	平成21年7月24日
4	名 称	神戸赤十字病院

所 在 地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
認 定 年 月 日 平成18年8月1日
認定の有効期限 平成21年7月31日
5 名 称 兵庫県災害医療センター
所 在 地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
認 定 年 月 日 平成18年8月1日
認定の有効期限 平成21年7月31日

兵庫県告示第931号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、平成18年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成18年10月13日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県職員会館 1階ホール

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局砂防課、各県民局商工担当課・土木事務所及び尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1枚

出願前6月以内に撮影した正面半身脱帽像で、手札形のものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

(2) 提出期間

平成18年9月13日（水）から同月27日（水）まで

(3) 受付

受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は簡易書留とし、平成18年9月27日（水）までの消印のあるものに限り受け付けれる。

(4) 提出先

郵便番号650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課工鉱業係

(5) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書にはり付けること。ただし、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成18年10月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知する。

6 受験についての問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課工鉱業係

T E L (078) 362-3330 (直通)

(078) 341-7711 内線 3576

兵庫県告示第932号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成18年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日程及び実施職種**(1) 学科試験**

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、平成18年11月24日（金）から平成19年2月18日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

2 試験場所

兵庫県職業能力開発協会から受験者に対して別途通知する。

3 受験資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

4 受験手続**(1) 提出書類****ア 受験申請書**

（受験申請書は、兵庫県産業労働部しごと局能力開発課及び各県民局地域振興部商工労政課並びに兵庫県職業能力開発協会において配布する。）

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出期間

平成18年9月25日（月）から同年10月6日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

また、郵送による場合は、書留郵便とし、平成18年10月6日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1F）

兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。ただし、受験申請受付後は、いかなる理由があっても、手数料は返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等**(1) 技能検定合格者の発表**

技能検定合格者の発表は、平成19年3月13日（火）に兵庫県産業労働部しごと局能力開発課及び兵庫県職業能力開発協会において「平成18年度後期技能検定合格者名簿」を設置して行うほか、兵庫県職業能力開発協会ホームページにおいて合格者の受験番号を公表することにより行う。

なお、電話による合否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者には兵庫県から、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には兵庫県職業能力開発協会から、平成19年3月13日（火）付けの書面でそれぞれ通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級及び1級並びに単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

また、このほか技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 受験についての問い合わせ先**(1) 兵庫県産業労働部しごと局能力開発課**

電話 (078) 362-3369

(2) 兵庫県職業能力開発協会

電話(078)371-2091

別表

(特級)

検定職種	学科試験日	受検手数料(円)	
		実技試験	学科試験
鋳造		15,700	3,100
金属熱処理			
機械加工			
放電加工			
金型製作			
金属プレス加工			
工場板金			
めつき			
仕上げ			
機械検査			
ダイカスト			
機械保全			
電子機器組立て	平成19年2月4日(日)		
電気機器組立て			
半導体製品製造			
プリント配線板製造			
自動販売機調整			
光学機器製造			
内燃機関組立て			
空気圧装置組立て			
油圧装置調整			
建設機械整備			
婦人子供服製造			
紳士服製造			
プラスチック成形			
パン製造			

(1級及び2級)

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造		15,700	3,100
電気機器組立て	シーケンス制御			
紳士服製造	紳士既製服型紙製作			
菓子製造	洋菓子製造			
配管	建築配管 プラント配管			
型枠施工	型枠工事	平成19年1月28日(日)		
鉄筋施工	鉄筋施工図作成 鉄筋組立て			
ガラス施工	ガラス工事			
金属材料試験	機械試験 組織試験			
機械検査	機械検査			13,000
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメーキング			
金型製作	プレス金型製作			
工場板金	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金		15,700	
ロープ加工	ロープ加工			
自動販売機調整	自動販売機調整			
鉄道車両製造・整備	走行装置整備 鉄道車両点検・調整	平成19年2月4日(日)		
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て			
油圧装置調整	油圧装置調整			
農業機械整備	農業機械整備			
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工			

寝具製作	寝具製作		
製本	雑誌製本		
強化プラスチック成形	積層防食		
石材施工	石材加工		
パン製造	パン製造		
建築大工	大工工事		
かわらぶき	かわらぶき		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事		
防水施工	合成ゴム系シート防水工事		
印章彫刻	木口彫刻		
塗装	鋼橋塗装		
機械・プラント製図	機械製図手書き 機械製図CAD プラント配管製図	11,500	
機械保全	機械系保全 電気系保全 設備診断	15,700	
半導体製品製造	集積回路チップ製造 集積回路組立て		
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造		
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱製箱	平成19年2月11日(日)	
製版	DTP		
自動ドア施工	自動ドア施工		
和裁	和服製作		
テクニカルイラストレーション	立体図作成		
電気製図	配電盤・制御盤製図	11,500	

(単一等級)

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
バルコニー施工	金属製バルコニー工事	平成19年2月4日(日)	15,700	3,100
電子回路接続	電子回路接続			
枠組壁建築	枠組壁工事	平成19年2月11日(日)		
エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事			

(3級)

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
電気機器組立て	シーケンス制御		15,700 (10,500)	3,100
配管	建築配管	平成19年1月28日(日)	13,000 (8,700)	
機械検査	機械検査		15,700 (10,500)	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	平成19年2月4日(日)	11,500 (7,700)	
建築大工	大工工事		15,700 (10,500)	
機械・プラント製図	機械製図手書き	平成19年2月11日(日)	11,500 (7,700)	
プリント配線板製造	プリント配線板設計		15,700 (10,500)	
和裁	和服製作		11,500 (7,700)	
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション			
電気製図	配電盤・制御盤製図			

(注) 受検手数料欄の()内は、高等学校、専門学校等の在学生が受検する場合の手数料である。

~~~~~

## 兵庫県告示第933号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、みのり農業協同組合が定めた農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

なお、当該承認に係る変更の内容は、次のとおりである。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 変更の内容

- (1) (事業実施の基本方針) 等に記載の市町名（加東市・多可町）の変更
- (2) (事業実施に当たっての調整等) に記載の関係団体の名称の変更
- (3) (農用地等の貸付け相手方) 等に記載の年齢及び関連事業名の変更



## 兵庫県告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 中佐土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏   | 名     | 住 所       |
|-------|-----|-------|-----------|
| 理 事   | 三 谷 | 伊 左 男 | 豊岡市庄378番地 |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏   | 名   | 住 所       |
|-------|-----|-----|-----------|
| 理 事   | 三 谷 | 壽 洋 | 豊岡市庄435番地 |

## 2 辻土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分       | 氏           | 名         | 住 所 |
|-------------|-------------|-----------|-----|
| 理 事         | 岡 谷 邦 人     | 豊岡市辻657番地 |     |
| 同 橋 本 祯 二   | 同 市辻749番地   |           |     |
| 同 平 岡 貢     | 同 市辻648番地   |           |     |
| 同 二 位 富 一   | 同 市内町445番地  |           |     |
| 同 石 谷 一     | 同 市内町545番地  |           |     |
| 同 土 肥 勇     | 同 市船谷184番地  |           |     |
| 同 寺 坂 道     | 同 市船谷270番地  |           |     |
| 監 事 森 田 敏 兼 | 同 市辻152番地の1 |           |     |
| 同 坂 田 安 郎   | 同 市内町181番地  |           |     |

## 就任役員

| 役員の区分       | 氏           | 名 | 住 所 |
|-------------|-------------|---|-----|
| 理 事 岡 谷 邦 人 | 豊岡市辻657番地   |   |     |
| 同 橋 本 祯 二   | 同 市辻749番地   |   |     |
| 同 平 岡 貢     | 同 市辻648番地   |   |     |
| 同 土 肥 勇     | 同 市船谷184番地  |   |     |
| 同 寺 坂 道     | 同 市船谷270番地  |   |     |
| 同 二 位 昌 宏   | 同 市内町278番地  |   |     |
| 同 藤 原 利 美   | 同 市内町175番地  |   |     |
| 監 事 森 田 敏 兼 | 同 市辻152番地の1 |   |     |
| 同 坂 田 安 郎   | 同 市内町181番地  |   |     |

## 3 中郷土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 | 名 | 住 所 |
|-------|---|---|-----|
|-------|---|---|-----|

|               |                |             |
|---------------|----------------|-------------|
| 理 事           | 岩 佐 當 久        | 豊岡市中郷1595番地 |
| 同 河 本 弘 美     | 同 市中郷1591番地    |             |
| 同 丸 岡 正 夫     | 同 市中郷1706番地    |             |
| 同 新 田 義 孝     | 同 市中郷1491番地    |             |
| 同 河 本 智 司     | 同 市中郷 7 番地の 1  |             |
| 同 井 戸 誉 之     | 同 市中郷1647番地    |             |
| 同 森 本 富 男     | 同 市中郷1677番地    |             |
| 同 森 本 芳 郎     | 同 市中郷1543番地の 2 |             |
| 監 事 齋 藤 美 志 人 | 同 市中郷1312番地の 1 |             |
| 同 丸 岡 繁 喜     | 同 市中郷1572番地の 4 |             |

## 就任役員

| 役員の区分         | 氏 名            | 住 所         |
|---------------|----------------|-------------|
| 理 事           | 岩 佐 畠 久        | 豊岡市中郷1595番地 |
| 同 河 本 弘 美     | 同 市中郷1591番地    |             |
| 同 丸 岡 正 夫     | 同 市中郷1706番地    |             |
| 同 新 田 義 孝     | 同 市中郷1491番地    |             |
| 同 河 本 智 司     | 同 市中郷 7 番地の 1  |             |
| 同 井 戸 誉 之     | 同 市中郷1647番地    |             |
| 同 森 本 芳 郎     | 同 市中郷1543番地の 2 |             |
| 同 森 本 勝 宗     | 同 市中郷1678番地    |             |
| 監 事 齋 藤 美 志 人 | 同 市中郷1312番地の 1 |             |
| 同 丸 岡 繁 喜     | 同 市中郷1572番地の 4 |             |

## 兵庫県告示第935号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称   | 認 可 年 月 日  |
|------------|------------|
| 春日町多田土地改良区 | 平成18年8月21日 |

## 兵庫県告示第936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成18年8月21日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して、異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名 | 地 区 名 | 縦 覧 の 期 間 | 縦 覧 の 場 所 |
|-------|-------|-----------|-----------|
|       |       |           |           |

|             |        |                        |       |
|-------------|--------|------------------------|-------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 小立垂水地区 | 平成18年9月1日から<br>同月21日まで | 篠山市役所 |
|-------------|--------|------------------------|-------|

## 兵庫県告示第937号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市 の 名 称 | 事 業 名                | 地 区 名  | 同 意 年 月 日 |
|---------|----------------------|--------|-----------|
| 淡 路 市   | 基盤整備促進事業<br>(担い手育成型) | 津名御所地区 | 平成18年8月8日 |

## 兵庫県告示第938号

平成18年度第3・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 森 林<br>計画区 | 单 位<br>区域名 | 範 围<br>(市・郡・町)               | 単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積 (ha) |              |           |              |         |              |            | 備 考    |  |
|------------|------------|------------------------------|----------------------------|--------------|-----------|--------------|---------|--------------|------------|--------|--|
|            |            |                              | 水源かん養保安林                   |              | 土砂流出防備保安林 |              | 干害防備保安林 |              |            |        |  |
|            |            |                              | 民有林                        | 国有林・<br>官行造林 | 民有林       | 国有林・<br>官行造林 | 民有林     | 国有林・<br>官行造林 | 保 健<br>保安林 |        |  |
| 加古川        | 神崎川        | 川辺郡猪名川町                      | -                          | -            | 2.40      | -            | -       | -            | -          | 2.40   |  |
|            | 武庫川        | 三田市                          | 207.02                     | 6.50         | 1.04      | -            | -       | -            | -          | 214.56 |  |
|            | 神戸地区       | 神戸市                          | 7.58                       | -            | 26.56     | 18.38        | -       | -            | 34.58      | 87.10  |  |
|            | 東播地区       | 西脇市<br>加西市<br>加東市<br>多可郡 多可町 | 458.21                     | 53.04        | 95.85     | -            | -       | -            | 10.64      | 617.74 |  |
|            | 中播地区       | 姫路市<br>神崎郡 神河町<br>同 郡 市川町    | 742.24                     | 15.20        | 132.18    | -            | -       | -            | 59.14      | 948.76 |  |

|     |       |                                               |          |        |        |   |      |   |       |                                 |                                                                                          |
|-----|-------|-----------------------------------------------|----------|--------|--------|---|------|---|-------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       | 同 郡 福崎町                                       |          |        |        |   |      |   |       | 前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。              |                                                                                          |
| 揖保川 | 揖 保 川 | 姫 路 市<br>たつの市<br>宍 粟 市<br>揖保郡 太子町             | 1,353.72 | 648.81 | 160.90 | — | 1.64 | — | 31.40 | 2,196.47                        | 姫路市については、旧宍粟郡安富町の区域をいう。宍粟市については、旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。 |
|     | 千 種 川 | 相 生 市<br>赤 穂 市<br>宍 粟 市<br>赤穂郡 上郡町<br>佐用郡 佐用町 | 755.14   | 104.52 | 171.42 | — | —    | — | 15.38 | 1,046.46                        | 宍粟市については、旧宍粟郡千種町の区域をいう。                                                                  |
|     |       |                                               |          |        |        |   |      |   |       | 豊岡市については、旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石 |                                                                                          |



|  |      |                     |          |          |        |       |      |      |        |           |                          |
|--|------|---------------------|----------|----------|--------|-------|------|------|--------|-----------|--------------------------|
|  | 竹田川  | 丹波市                 | 84.95    | 6.92     | 22.17  | -     | -    | -    | 5.99   | 120.03    | ては、旧氷上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。 |
|  | 淡路地区 | 洲本市<br>南あわじ市<br>淡路市 | 375.15   | 30.96    | 1.26   | -     | -    | -    | 80.54  | 487.91    |                          |
|  | 合 計  |                     | 8,245.95 | 1,377.02 | 992.65 | 18.38 | 3.36 | 1.18 | 338.24 | 10,976.78 |                          |

## 兵庫県告示第939号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民局県土整備部神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名       | 小 字 名                | 地 番                                                               |
|-------|-------|-------|------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 中 大 沢 | 神 戸 市 | 北 区   | 大沢町中<br>大沢 | 小切町下<br>小切町北<br>向井新田 | 1006番1の一部、1007番7の一部、1007番9の一部<br>2100番4の一部<br>2238番3の一部、2238番6の一部 |

## 兵庫県告示第940号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、東播都市計画下水道事業（平成14年兵庫県告示第1539号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

明石市

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画下水道事業

明石市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和32年4月1日から平成19年3月31日まで

変更後 昭和32年4月1日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

---

### 兵庫県告示第941号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日 時 平成18年9月22日（金） 午後2時30分から午後3時30分まで

2 場 所 宝塚市旭町2丁目4番15号

兵庫県宝塚総合庁舎 1階 第1会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社ライフアメニティープランニング

代表者氏名 代表取締役 春日慶一

事務所所在地 宝塚市美幸町8番3号

免許番号 兵庫県知事(10)第5840号

免許年月日 平成14年4月3日

---

### 兵庫県告示第942号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により、景観形成地区を次のとおり指定し、平成18年9月1日からその効力を生ずることとした。

その関係図書は、兵庫県庁、東播磨県民局及び高砂市役所において縦覧に供する。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 景観形成地区の名称及び種別

(1) 高砂市高砂地区歴史的景観形成地区

(2) 高砂市高砂地区住宅街等景観形成地区

(3) 高砂市高砂地区まちなか景観形成地区

2 景観形成地区に指定する土地の区域

(1) 高砂市高砂地区歴史的景観形成地区

高砂市高砂町北本町、東浜町、船頭町、清水町、高瀬町、藍屋町、魚町、大工町、釣船町、狩網町、南本町、南渡海町、横町、南材木町、南浜町、東宮町、戎町、西宮町、田町、今津町、獵師町、材木町、北渡海町、細工町、鍛冶屋町、次郎助町、東農人町、農人町、鍵町、木曾町及び向島町並びに宮前町の一部

(2) 高砂市高砂地区住宅街等景観形成地区

高砂市西畠1丁目、西畠2丁目、西畠3丁目及び西畠4丁目

(3) 高砂市高砂地区まちなか景観形成地区

高砂市高砂町朝日町1丁目、朝日町2丁目、朝日町3丁目、浜田町1丁目、浜田町2丁目及び栄町

---

### 兵庫県告示第943号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第1項の規定により、高砂市高砂地区について、景観形成基準を次のとおり定め、平成18年9月1日から施行することとした。

その関係図書は、兵庫県庁、東播磨県民局及び高砂市役所において縦覧に供する。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

高砂市高砂地区景観形成基準

1 高砂市高砂地区歴史的景観形成地区

## (1) 建築物等に関する基準

| 項目   | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 建築物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 工作物                                                                                                                     |
| 位置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する壁面の位置は、連續性に配慮し、周囲より大幅に突出又は後退させない。</li> <li>駐車スペース等を確保するため、やむを得ず建物を後退させる場合は、門、塀等を設けるなどまちなみの連續性を損なわないように努める。</li> <li>敷地の中に屋敷を構える場合は、まちなみの連續性を損なわないよう門、塀等を設ける。</li> </ul>                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。</li> </ul> |
| 高さ   | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画で商業地域に定められた地域については階数を5階以下、それ以外の地域については階数を3階以下とする。</li> <li>3階以上とする場合は、3階以上の壁面を通りから後退させるなど、形態、意匠等を工夫し、周囲の景観の連續性を守るよう努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                         |
| 外壁   | <ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる色は、白ないし灰色、又は茶系統の落ち着いた色彩とする。ただし、自然系素材を用いる場合はこの限りでない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 色相0 Y R ~ 5 Yは、明度2.0~7.0、彩度3.0以下</li> <li>② 上記以外は、明度2.0~7.0、彩度0.5以下</li> <li>③ 無彩色は、明度2.0~7.0</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                          |                                                                                                                         |
| 屋根   | <ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とし、和瓦を基本とする。</li> <li>基調となる色は、黒ないし灰色、又はこれらに近い色彩とする。ただし、都市計画で商業地域に定められた区域についてはこの限りでない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全色相、明度2.5~5.5、彩度0.5以下</li> <li>② 無彩色、明度2.5~5.5</li> </ul> </li> <li>堀川に面する敷地については、堀川側から見て屋根面が大きく見えるなど、屋根景観に配慮した意匠及び配置とするよう努める。</li> <li>高砂神社に面する敷地については、高砂神社側から見て屋根面が大きく見えるなど、屋根景観に配慮した意匠及び配置とするよう努める。</li> </ul> |                                                                                                                         |
| 建具   | <ul style="list-style-type: none"> <li>格子や虫籠窓等を設置する場合は、高砂の伝統的な様式とする。</li> <li>外壁の色彩に準じた色彩に心がけ、外壁の色彩基準の範囲の色彩とする。</li> <li>伝統的様式の場合、木製建具を基本とし、やむを得ず木製以外とする場合は茶系統の色彩とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                         |
| 外構   | <ul style="list-style-type: none"> <li>門、塀等を設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> <li>通りに沿った門、塀は伝統的な意匠に努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                         |
| 建築設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>空調機等はできるだけ通りから見えにくい位置に設置する。やむを得ず通りから見える位置に設置する場合は、意匠及び色彩に配慮した目隠しを設ける。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                         |
| 提出物  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規模・数量は必要最小限とし、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>自家用広告物以外の掲出は控えるよう努める。</li> <li>屋上広告物は設置しない。ただし、都市計画において、商業系、工業系の用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                         |

|  |                                                                  |  |
|--|------------------------------------------------------------------|--|
|  | 途地域に定められた地域でやむを得ず設置する場合は、必要最小限とし、周辺景観に配慮した形態、色彩、意匠等美観を害さないものとする。 |  |
|--|------------------------------------------------------------------|--|

※ 近代洋風建築や通りに面して妻入りとなっている土蔵等の修理、修景等については、建物の特性にふさわしいものとするよう努める。

#### (2) 自動販売機に関する基準

| 項目       | 景観形成基準                                                                                                                                        |  |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 位置       | ・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。                                                                                             |  |
| 意匠       | ・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。                                                                                                            |  |
| 色彩       | ・基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。                                                             |  |
| その他設置の方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。</li> <li>・機能上支障ない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul> |  |

## 2 高砂市高砂地区住宅街等景観形成地区

#### (1) 建築物等に関する基準

| 項目   | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                           |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 建築物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 工作物                                                                                                                       |
| 位置   | ・外壁は、道路、公園等の公共空間からできる限り後退するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                           |
| 外壁   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間に面する立面は、壁面の仕上げ及び窓辺の演出等に工夫する。</li> <li>・基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色を使用しない。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) R (赤)、YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>・基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。</li> </ul> |
| 屋根   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として勾配屋根とする。</li> <li>・基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色を使用しない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                           |
| 外構   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・垣、塀、柵等はできる限り低いものとし、植栽の併用等により潤いを高める。</li> <li>・法面・擁壁は、植栽、材質等により潤いを高める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                           |
| 建築設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機等は原則として建築物内に取り込むものとし、やむを得ず露出する場合にあっても、目立たない位置に設置するか、目隠しを設けるものとする。</li> <li>・屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、極端な突出感及び乱雑な感じを与えない意匠とする。</li> </ul>                                                                                                                                                    |                                                                                                                           |
| 提出物  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模・数量は必要最小限とする。</li> <li>・自家用広告物以外の掲出は控えるよう努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                           |

|      |                                                                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告物は設置しない。</li> </ul>                                                                                                                     |
| その他の | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場については、周辺の植栽に努めるとともに、車が停まっていないときに潤いを感じられるよう場内の緑化等に配慮する。</li> <li>・車庫、自転車置場、倉庫、ごみ集積場等の付属施設は、目立たない位置に設置するほか、建物本体と調和した色、材質、形態とする。</li> </ul> |

## (2) 自動販売機に関する基準

| 項目       | 景観形成基準                                                                                                                                        |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。</li> </ul>                                           |
| 意匠       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>                                                          |
| 色彩       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。</li> </ul>           |
| その他設置の方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。</li> <li>・機能上支障ない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul> |

## 3 高砂市高砂地区まちなか景観形成地区

## 建築物等に関する基準

| 項目 | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 建築物                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 工作物                                                                                 |
| 位置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁は、道路、公園等の公共空間からできる限り後退するものとする。</li> <li>・工業系、商業系の建築物は、緑地帯の設置等のため、敷地境界からできる限り後退するものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。</li> </ul>      |
| 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間に面する立面は、壁面の仕上げに工夫する。</li> <li>・基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色は使用しない。その範囲は、マニセル色票系において概ね次のとおりとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>(5) Y(黄)系の色相を使用する場合は彩度4以下</li> <li>(6) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。</li> </ul> |
| 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とするよう努める。</li> <li>・工業系、商業系等の建築物に設ける塔屋等についても建築物と一体となるようにするなど周辺景観に配慮する。</li> <li>・基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色を使用しない。</li> </ul>                                                                                                                                              |                                                                                     |
| 外構 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・垣、塀、柵等は、植栽の併用等により潤いを高める。</li> <li>・法面・擁壁は、植栽、材質等により潤いを高める。</li> <li>・工業系、商業系の建築物は、敷地境界に生け垣等の緑地帯を確保することを基本とし、垣、塀、柵等を設ける場合にあっては、長区間にわたって単調で</li> </ul>                                                                                                                      |                                                                                     |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|      | 無機質な壁面が統かないよう周辺景観に配慮する。                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 建築設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>空調機等は原則として建築物内に取り込むものとし、やむを得ず露出する場合にあっても、目立たない位置に設置するか、目隠しを設けるものとする。</li> <li>屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、極端な突出感及び乱雑な感じを与えない意匠とする。</li> <li>工業系、商業系の建築物において、給水管、ダクト等の壁面設備は、外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施したり、覆いを設けるなど周辺景観に配慮する。</li> </ul> |  |
| 提出物  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規模・数量は必要最小限とする。</li> <li>自家用広告物以外の掲出は控えるよう努める。</li> <li>屋上広告物は控えるものとする。ただし、工業系、商業系の建築物でやむを得ず設置する場合は、必要最小限とし、周辺景観に配慮した形態、色彩、意匠等美観を害さないものとする。</li> </ul>                                                                                         |  |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場については、周辺の植栽に努めるとともに、車が停まっていないときに潤いが感じられるよう場内の緑化等に配慮する。</li> <li>車庫、自転車置場、倉庫、ごみ集積場等の付属施設は、目立たない位置に設置するほか、建物本体と調和した色、材質、形態とする。</li> </ul>                                                                                                     |  |

~~~~~  
兵庫県告示第944号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成18年9月1日から施行する。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 条例第4条第1項第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号の規定により知事が指定する区域（禁止地域等から除外する区域）の表中、

景観形成地区（条例第4条第1項第2号）	都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域	たつの市 洲本市 豊岡市
	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により指定された新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区の区域	新温泉町
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された国道312号沿道地区沿道景観形成地区のうち、次の区域 (1) 次の区間並びにこれらの路端から1000メートル以内の区域 ア 朝来市立野地内国道429号と国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで イ 朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境まで	朝来市 養父市 豊岡市
	(2) 豊岡市の都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）の区域 (3) 豊岡市（平成17年3月31日における日高町の区域に限る。）の景観の形成等に	

	関する条例第15条第1項の規定により指定された円山川下流地域風景形成地域の「商業・工業系区域」の区域	
--	--	--

を

景観形成地区（条例第4条第1項第2号）	都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域	たつの市 洲本市 豊岡市
	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により指定された新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区の区域	新温泉町
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された国道312号沿道地区沿道景観形成地区のうち、次の区域 (1) 次の区間並びにこれらの路端から1000メートル以内の区域 ア 朝来市立野地内国道429号と国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで イ 朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境まで (2) 豊岡市の都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）の区域 (3) 豊岡市（平成17年3月31日における日高町の区域に限る。）の景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された円山川下流地域風景形成地域の「商業・工業系区域」の区域	朝来市 養父市 豊岡市
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された高砂市高砂地区歴史的景観形成地区、住宅街等景観形成地区及びまちなか景観形成地区の区域のうち次の区域 (1) 高砂市の用途地域の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域（ただし、(2)に掲げる区域を除く。） (2) 工業地域のうち、高砂樋門から永楽橋を経て海に通じる水面（通称「堀川」）の護岸から50メートル以内の区域	高砂市

に改める。



兵庫県告示第945号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成18年9月1日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成18年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18丹波位置 0003号	18. 8. 10	丹波市氷上町石生字一ノ坪1715-6の一部	5.00	58.28

公 告

洲本市新都心地区整備計画変更案の縦覧公告

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下、「条例」という。）第33条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、洲本市新都心地区整備計画変更案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

平成18年9月1日

淡路県民局長 上田 茂

1 緑豊かな環境形成地域の名称

淡路地域

2 整備計画の名称

洲本市新都心地区整備計画

3 整備計画の区域

洲本市塩屋1丁目439-1他（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）

4 整備計画案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室及び淡路県民局県土整備部まちづくり課並びに洲本市都市整備部都市計画課

5 整備計画の縦覧期間

平成18年9月1日（金）から同月14日（木）まで